



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2021年8月27日 No.350

現業機関における柔軟な働き方の実現について さらに解明の申し入れを提出！

東日本ユニオンは会社から提案を受けた「現業機関における柔軟な働き方の実現」について、8月19日に第一次となる解明申し入れの団体交渉を行い、施策の目的を中心に経営側の考え方を明らかにしてきました。（東日本ユニオンNEWS349号をご参照ください）

組合員とつくりだしてきた検証・検討の取り組みを通じて寄せられた意見や疑問などを踏まえ「営業統括センター及び統括センターの設置基準や業務内容」「具体的な運用方法」「賃金関係の疑問点や整合性」などの視点から、8月23日にそれぞれ申第5号、申第6号、申第7号として計72項目にわたる申し入れを経営側に提出しました。

■申第5号（第二次申し入れ）の主な項目（全28項目）

- ・統括センター及び営業統括センターの設置基準を明らかにすること。
- ・新幹線統括本部の乗務員区と各支社の駅を融合した現業機関を新設する考えがあるのか明らかにすること。
- ・設備部門において、統括センター及び営業統括センターと兼務する場合の業務内容を明らかにすること。
- ・電気部門において、統括センター及び営業統括センターと兼務する場合の業務内容を明らかにすること。

■申第6号（第三次申し入れ）の主な項目（全26項目）

- ・統括センター及び営業統括センターにおける標準数の考え方について明らかにすること。
- ・統括センター及び営業統括センターのエリア内において、出勤箇所が日によって異なる場合の通勤手段、通勤経路の考え方を明らかにすること。
- ・時間単位での柔軟な働き方について、乗務行路途中での乗務以外の業務の融合の考えがあるのか明らかにすること。
- ・エルダー制度におけるJR本体雇用の将来展望について明らかにすること。

■申第7号（第四次申し入れ）の主な項目（全18項）

- ・基本給の調整（キャリア加算）の判断基準を明らかにすること。
- ・基本給の調整（キャリア加算）の加算時期の考え方を明らかにすること。
- ・現業機関におけるフレックスタイム制の導入に関する基準について明らかにすること。
- ・業務の融合により複数の職に従事した場合、職務手当の支給に関する考え方を明らかにすること。

社員と職場の将来像を描くために全容を明らかにしていきます！